

4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防士が特に参考となるもの

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの

ウ) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

2) 負傷者が5名以上発生したもの

3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

5) 海上、河川への危険物等流出事故

6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ) 原子力災害等

1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射能の漏えいがあったもの

2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射能の漏えいがあったもの

オ) その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者5人以上の救急事故

2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

3) 要救助者が5人以上の救助事故

4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害など（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 一般基準
 - 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (2) 個別基準
 - ア 地震
地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
 - イ 津波
津波により、人的被害又は住家被害が生じたもの
 - ウ 風水害
 - 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - エ 雪害
 - 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
 - オ 火山災害
 - 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制を行ったもの
 - 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報告基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

- ア 交通機関の火災
第2の1の(2)のアのウに)に同じ
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ
- ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1のウ1)、2)に同じ
 - 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- エ 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転覆等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること。（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

- 1) 死者3人以上生じた火災
 - ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
 - ア) 建物等の用途、構造及び環境
 - イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及び管理状況並びに予防査察の経過
 - イ 火災の状況
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 避難の状況
- 2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災
 - ア) 発見及び通報の状況
 - イ) 延焼拡大の理由
 - ア 消防事情 イ 都市構造 ウ 気象条件 エ その他
 - ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - エ) 罹災者の避難保護の状況
 - オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- 3) 林野火災
 - ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
※必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表題）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）

第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地域名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日 時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の災害派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等に定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

〈救急・救助事故等即報〉

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されない者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

〈火災即報〉

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- ① 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- ② 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- ③ 雪害については、公設の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- ④ 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- ⑤ その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

災害を生じた市町村名または地域名

イ 災害の発生日時

災害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

消防庁報告 第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 爆発を除く

火 災 種 別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
火 元 の 業 態 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症 中等症 軽 症	人 人 人				
建 物 の 概 要	構造 階層	建築面積 延べ面積				
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟	計棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²
		半 焼 棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼 ぼや 棟			林野焼損面積	a
り災世帯数			気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署)	台	人			
	消 防 団	台	人			
	そ の 他		人			
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載し報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁報告 第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物資の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			重症 人 (人)			
			中等症 人 (人)			
			軽症 人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関		出場・人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織		人	
			共同防災組織		人	
			その他		人	
		消防本部 (署)		台		
		消 防 団		台		
		海上保安庁		人		
		自 衛 隊		人		
その他		人				
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載し報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁報告 第3号様式 (救急・救助事故)

第 報

(救急・救助事故)

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者数	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動の状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載し報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)
(災害概況即報)

		報告日時	年 月 日 時 分							
		都道府県								
		市 町 村 (消防本部名)								
		報告者名								
消防庁受信者氏名										
災害名		(第 報)								
災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載し報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県			区 分			被 害			
災 害 名	災害名		第	報		田	流出・埋没	ha	
	報告番号			(月 日 時現在)			冠 水	ha	
報告者名				畑	流出・埋没	ha			
					冠 水	ha			
区 分		被 害		そ	文 教 施 設		箇所		
					病 院		箇所		
人 的 被 害	死 者		人	道 路		箇所			
	行方不明者		人	橋 り よ う		箇所			
	負 傷 者	重 傷	人	河 川		箇所			
		軽 傷	人	港 湾		箇所			
住 家 被 害	全 壊		棟	の		砂 防		箇所	
			世帯			清 掃 施 設		箇所	
			人			崖 く ず れ		箇所	
	半 壊		棟	他		鉄 道 不 通		箇所	
			世帯			被 害 船 舶		隻	
			人			水 道		戸	
	一 部 破 損		棟	電		電 話		回線	
			世帯			電 気		戸	
			人			ガ ス		戸	
	床 上 浸 水		棟	り 災 世 帯 数		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	
			世帯			り 災 者 数		人	
			人			建 物		件	
床 下 浸 水		棟	火 災 発 生		危 険 物		件		
		世帯			そ の 他		件		
		人							
非 住 家	公 共 建 物		棟						
	そ の 他		棟						

区 分		被 害	災 害 等 の 設 置 状 況 災 害 對 策 本 部	都 道 府 県				
公 立 文 教 施 設	千円							
農 林 水 産 業 施 設	千円							
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農 産 被 害	千円	災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	市 町 村				
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
計	団体							
そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人				
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 							

※ 被害額は省略することができるものとする。

3 - 6 - 1 県及び村本部長が指定する緊急輸送道路一覧

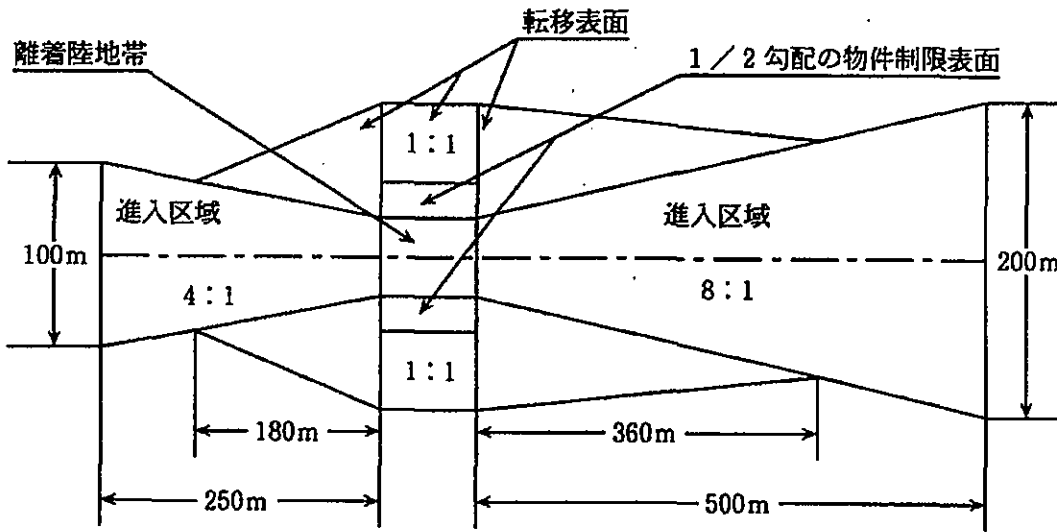
路線名		指定区間	指定
【直轄国道】			
45	一般国道（指定区間）	国道 45 号	県指定
【一般県道】			
202	普代小屋瀬線	国道 45 号中央区交差点～岩泉町境	村指定
44	岩泉平井賀普代線	国道 45 号中央区交差点～田野畑村境	村指定
【村道】			
1002	白井鳥居線	全線	村指定
1003	普代鳥居線	全線	村指定
1009	芦生茂市線	全線	村指定
1010	権の神線	全線	村指定
1012	萩牛線	全線	村指定
2002	沢港線	全線	村指定
2008	普代平井賀線	全線	村指定
2013	明神線	全線	村指定

3-6-2 ヘリポートの設置基準

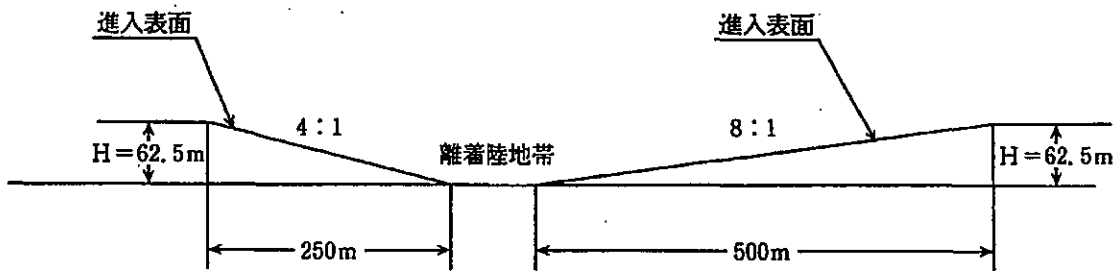
回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

(ア) 一般

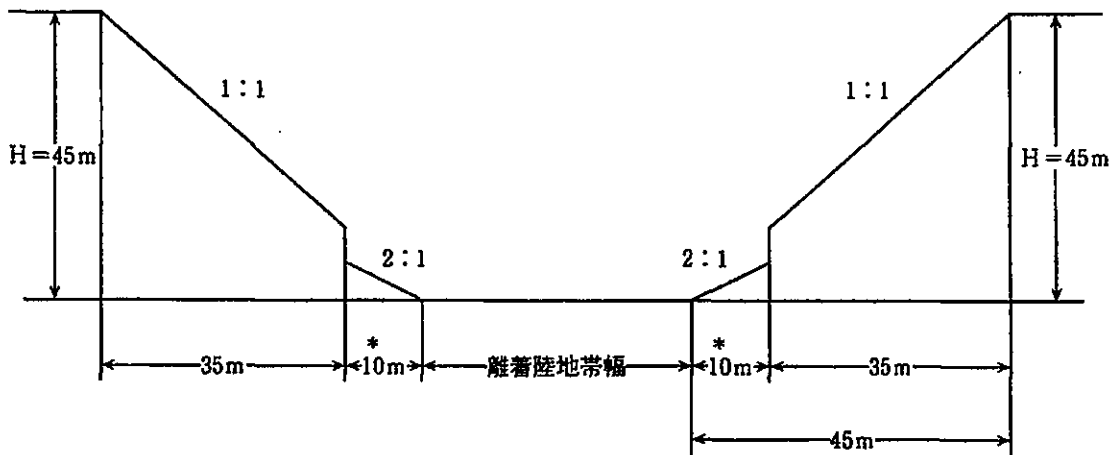
① 平面図



② 進入表面断面図



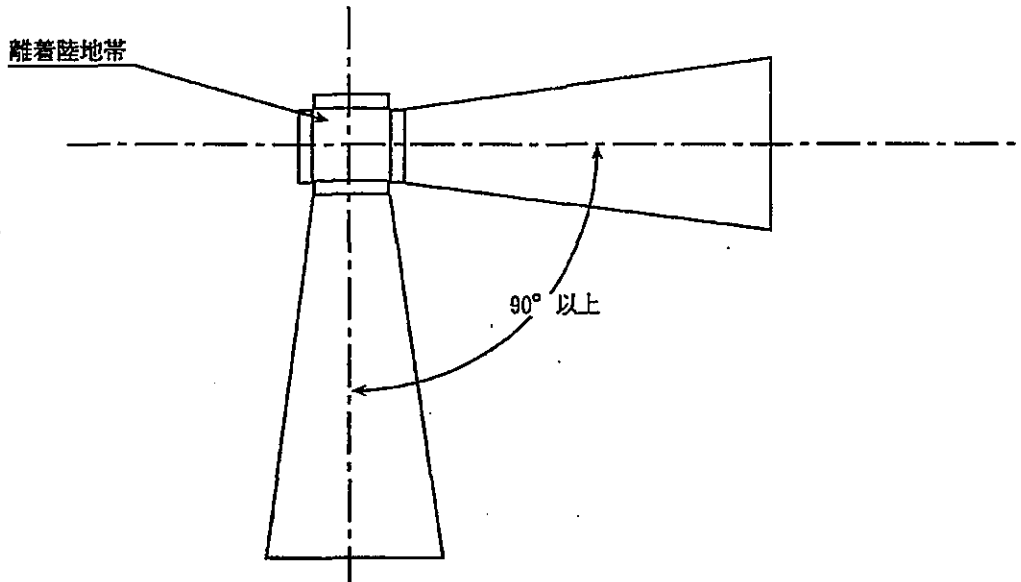
③ 転移表面断面図



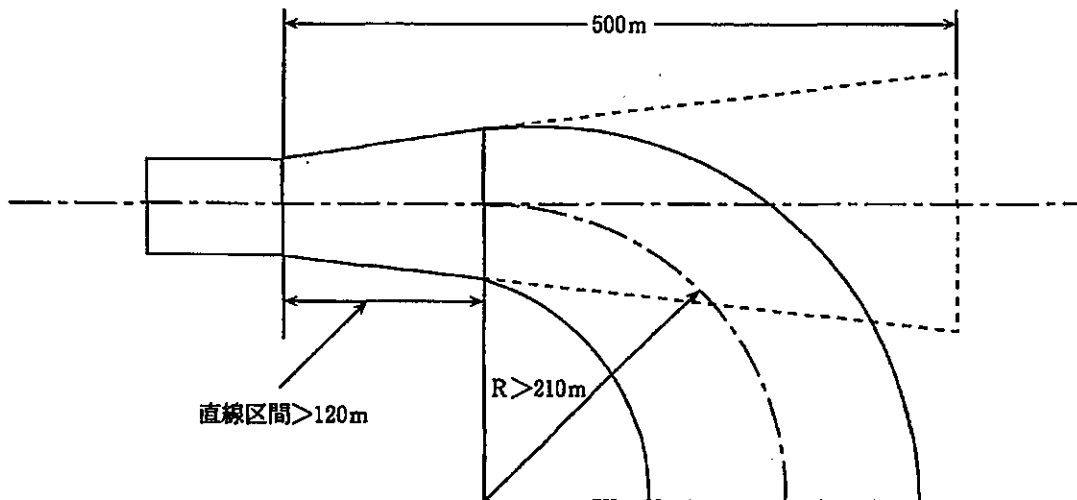
* 離着陸地帯の外側 10メートルの範囲内に 1/2 配の表面上に出る高さの物件がない区域

[進入区域、進入表面の特例]

① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



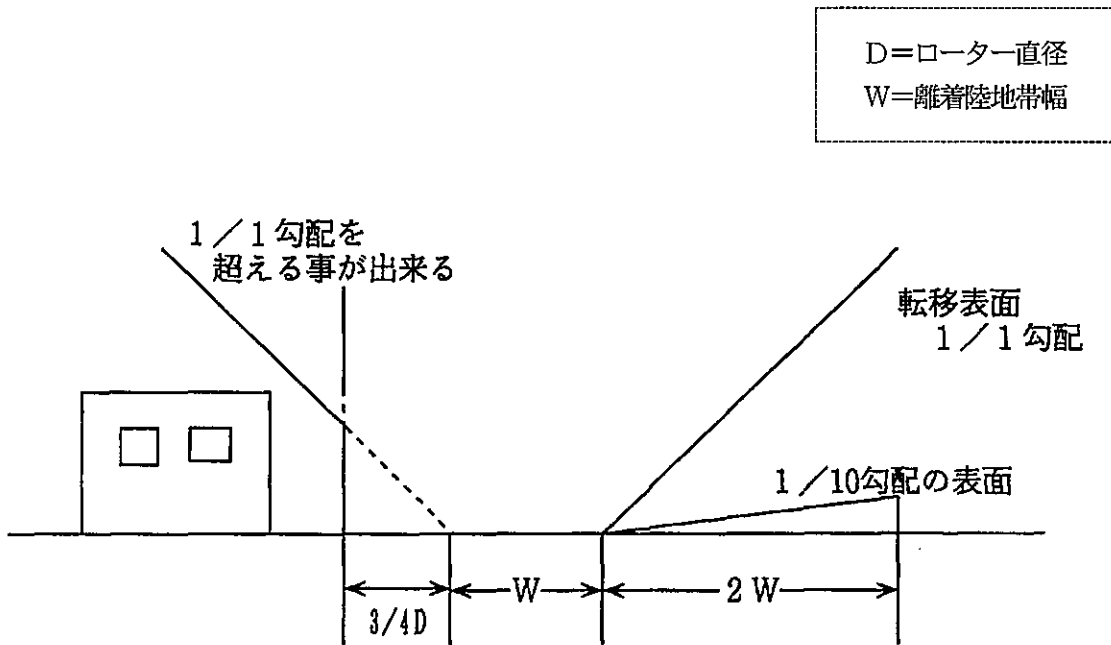
① わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入表面



* 進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。

* Rは210メートル以上とする。

[転移表面の特例 (一方の移転表面の勾配が1/1を超えることができる場合)]

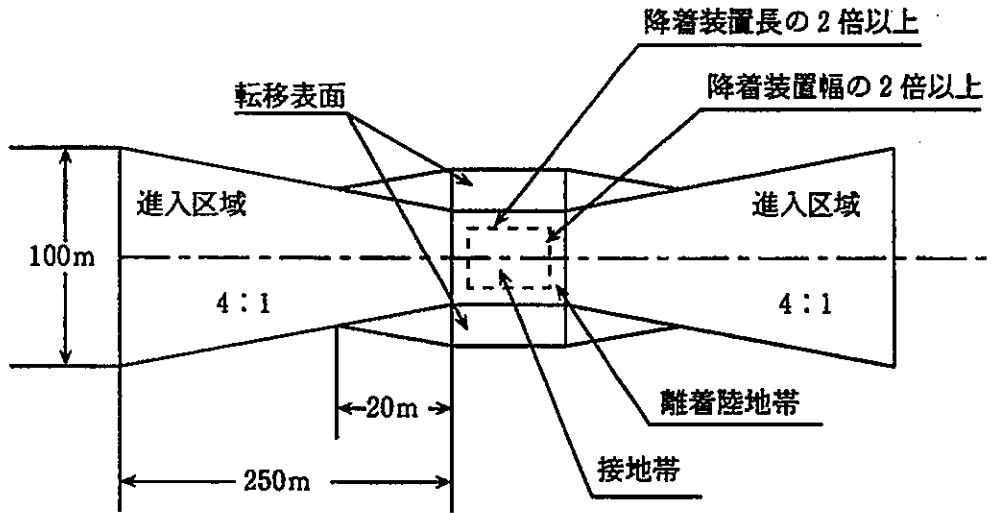


$3/4D$ の範囲内で離着陸地帯の最高点を含む水平面より上に出る物件がないこと。

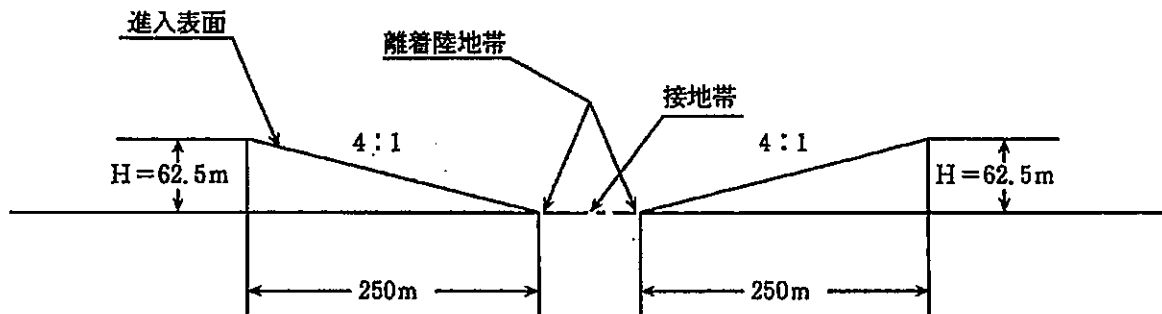
$2W$ の範囲内は1/10 勾配の表面の上に出る高さの物件がないこと。

(イ) 山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合 (特殊地域)

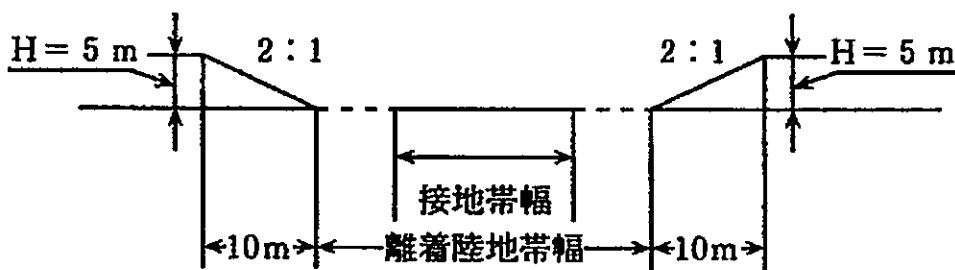
① 平面図



② 進入表面断面図

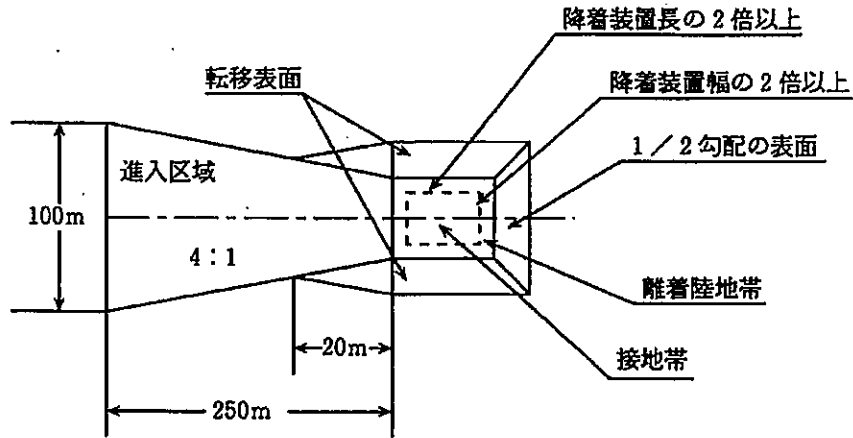


③ 轉移表面断面図

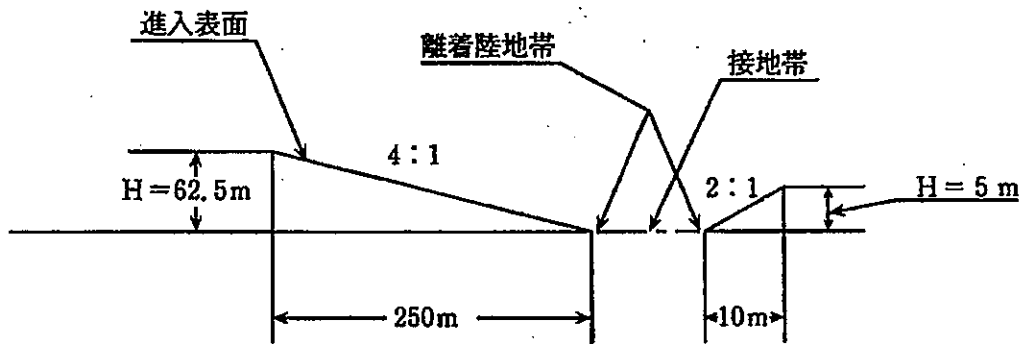


[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面、転移表面の特例]

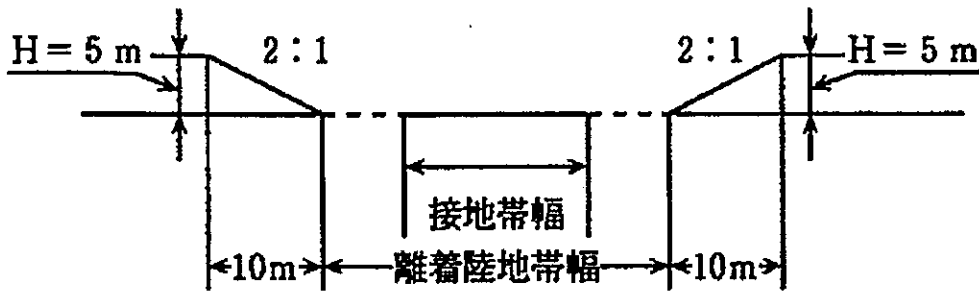
① 平面図



② 進入表面断面図

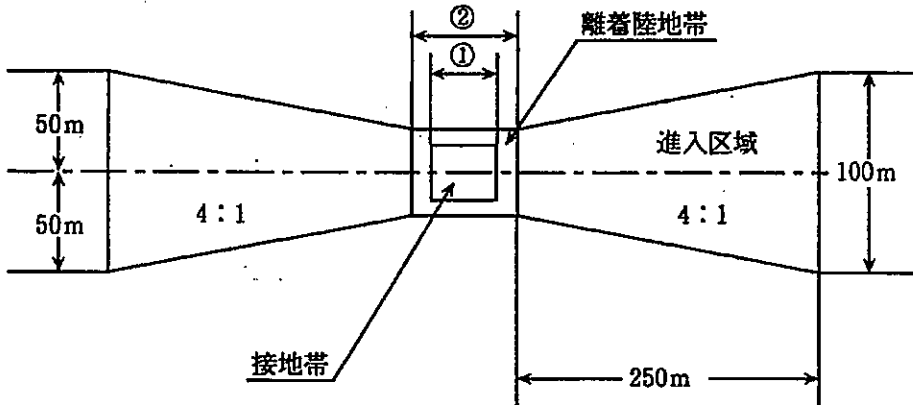


③ 転移表面断面図



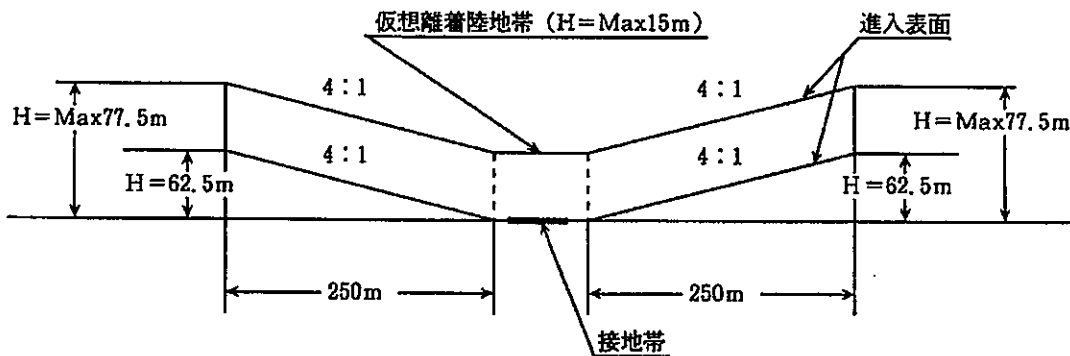
(ウ) 災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

① 平面図



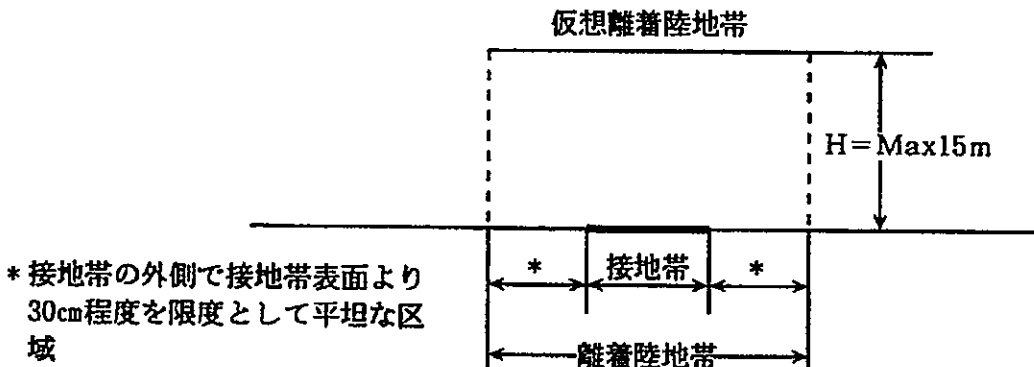
- ① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- ② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。
 - * 全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。
 - * 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



③ 転移表面断面図

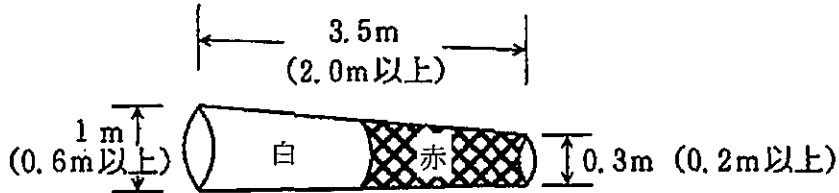
(転移表面は設定せず)



(2) 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗をたてること。

吹流しの基準



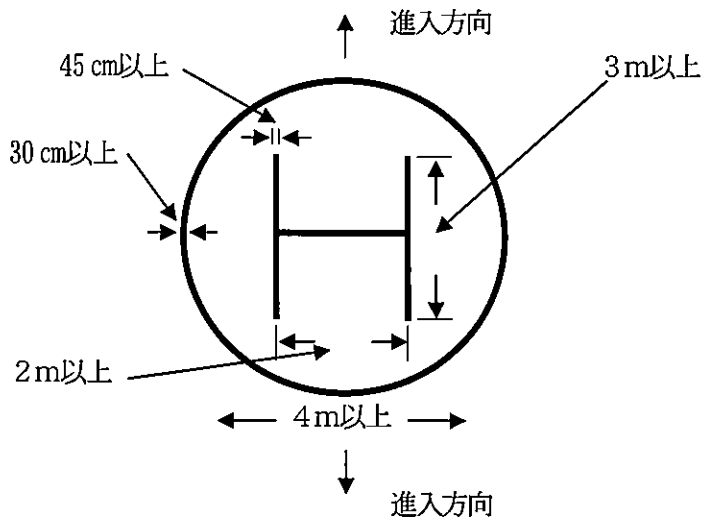
吹流し

* () 内は陸上ヘリポート、水上ヘリポートの場合

(3) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等(積雪時は墨汁、絵具等)を用いてH記号を表示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準



(4) 危険予防の措置

A 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。

B 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

3-6-3 久慈広域圏におけるヘリポートの現況

(平成 28 年 3 月 1 日現在)

市町村	ヘリポート等の名称	所在地	座 標		長さ ×幅 (m)	避難場所 指定の有 無	津波 による浸 水が 予想
			世界測地系 WGS 8 4				
久慈市	久慈地区空中消火 等補給基地	久慈市長内町 28-105-1	N 40° 10' 32"	E 141° 47' 33"	125 40		
	久慈川左岸河川敷公園	久慈市栄町 (久慈小学校前)	N 40° 11' 40"	E 141° 45' 13"	500 70		
	平庭高原施設 ふれあい広場	久慈市山形町荷軽部 20-13-174	N 40° 05' 06"	E 141° 30' 37"	150 80		
	久慈市立山形中学校	久慈市山形町川井 10-87-8	N 40° 09' 03"	E 141° 34' 10"	115 115		
洋野町	種市運動場	洋野町種市 21-188	N 40° 24' 20"	E 141° 42' 07"	170 140		
	県立種市高校	洋野町種市 38-94-100	N 40° 25' 55"	E 141° 41' 47"	200 150		
	洋野町立 中野中学校	洋野町中野 2-45-7	N 40° 18' 35"	E 141° 46' 32"	150 100		
	大野山村広場	洋野町大野 60-2	N 40° 16' 36"	E 141° 38' 01"	120 100		
	洋野町立大野中学校	洋野町大野 9-39-1	N 40° 17' 05"	E 141° 37' 23"	100 120		
	洋野町立向田小学校	洋野町上館 55-49-14	N 40° 19' 41"	E 141° 36' 18"	130 90		
野田村	県立久慈工業高校	野田村大字野田 26-62-7	N 40° 06' 53"	E 141° 48' 28"	230 184		
	野田村立野田中学校	野田村大字野田 22-114-13	N 40° 06' 10"	E 141° 49' 06"	145 130		
普代村	普代村村民運動場	普代村第 9 地割字銅屋 29	N 40° 00' 36"	E 141° 53' 29"	110 115		浸水
	黒崎農村広場施設	普代村第 1 地割字上村 8-2	N 39° 59' 48"	E 141° 55' 47"	130 70		
	黒崎展望台駐車場	普代村第 2 地割字下村	N 40° 00' 22"	E 141° 55' 54"	80 100		

市町村	ヘリポート等の名称	所在地	座 標	長さ ×幅 (m)	避難場所 指定の有 無	津波 による浸 水が 予想
			世界測地系 WGS84			
普代村	北緯 40 度運動公園 多目的グラウンド	普代村第 19 地割字白 井 71 番地	N 40° 02' 27" E 141° 52' 22"	45 75		

3 - 9 - 1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村(以下単に「市町村」という。)間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等(以下「応援職員等」という。)の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)及び応援を行う市町村(以下「応援市町村」という。)の間の連絡調整等を行う市町村(以下「応援調整市町村」という。)を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応

援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市	
盛岡市長	桑島 博
宮古市	
宮古市長	菊池 長右エ門
大船渡市	
大船渡市長	甘竹 勝郎
水沢市	
水沢市長	後藤 晨
花巻市	
花巻市長	渡邊 勉
北上市	
北上市長	高橋 盛吉

久 慈 市	
久慈市長	久 慈 義 昭
遠 野 市	
遠野市長	菊 池 正
一 関 市	
一関市長	佐々木 一 朗
陸前高田市	
陸前高田市長	菅 野 俊 吾
釜 石 市	
釜石市長	野 田 武 義
江 刺 市	
江刺市長	及 川 勉
二 戸 市	
二戸市長	小 原 豊 明
雫 石 町	
雫石町長	川 口 善 彌
葛 巻 町	
葛巻町長	遠 藤 治 夫
岩 手 町	
岩手町長	田 中 幸 平
西 根 町	
西根町長	工 藤 勝 治
滝 沢 村	
滝沢村長	柳 村 純 一
松 尾 村	
松尾村長	佐々木 正四郎
玉 山 村	
玉山村長	工 藤 久 徳
紫 波 町	
紫波町長	鷹 木 壯 光
矢 巾 町	
矢巾町長	高 橋 隆 三
大 迫 町	
大迫町長	畠 敏
石 鳥 谷 町	
石鳥谷町長	大 竹 義 文
東 和 町	
東和町長	小 原 秀 夫
湯 田 町	
湯田町長	菅 原 信 夫
沢 内 村	
沢内村長	内 記 正 志

金ヶ崎町	
金ヶ崎町長	高橋紀雄
前沢町	
前沢町長	鈴木一司
胆沢町	
胆沢町長	千田明
衣川村	
衣川村長	佐々木秀康
花泉町	
花泉町長	小野寺亮助
平泉町	
平泉町長	穂積昭慈
大東町	
大東町長	小原伸元
藤沢町	
藤沢町長	佐藤守
千厩町	
千厩町長	藤野光男
東山町	
東山町長	松川誠
室根村	
室根村長	名取渉
川崎村	
川崎村長	千葉莊
住田町	
住田町長	菅野剛
三陸町	
三陸町長	佐々木菊夫
大槌町	
大槌町長	黒澤友吉
宮守村	
宮守村長	照井春雄
田老町	
田老町長	竹花達雄
山田町	
山田町長	黒澤孝
岩泉町	
岩泉町長	八重樫協二
田野畑村	
田野畑村長	早野仙平
普代村	
普代村長	岩澤義雄

(資料編 3 - 9 - 1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定)

新 里 村		
新里村長	山 口 通 男	
川 井 村		
川井村長	原 眞	
軽 米 町		
軽米町長	平 澄 芳	
種 市 町 長		
種市町長	関 根 重 男	
野 田 村		
野田村長	中 川 正 勝	
山 形 村		
山形村長	小笠原 寛	
大 野 村		
大野村長	柏 木 幸 夫	
九 戸 村		
九戸村長	伊保内 昭 一	
浄 法 寺 町		
浄法寺町長	砂子田 一 男	
安 代 町		
安代町長	北 館 義 一	
一 戸 町		
一戸町長	稲 葉 暉	

3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

第3条 協定第4条第1項の親定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算出した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
 - (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額
- 2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。
- 3 前2項により難しいときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

応援調整市町村

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、浄法寺町、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、種市町、野田村、山形村、大野村	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、雫石町、葛巻町、岩手町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村、紫波町、矢巾町、安代町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、田老町、山田町、岩泉町、田野畑村、新里村、川井村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、大迫町、石鳥谷町、東和町、湯田町、沢内村	一関市	釜石市
胆江	水沢市、江刺市、金ヶ崎町、前沢町、胆沢町、衣川村	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町、宮守村	遠野市	江刺市
両磐	一関市、花泉町、平泉町、大東町、藤沢町、千厩町、東山町、室根町、川崎村	水沢市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町、三陸町	一関市	水沢市

別表第2 (第7条関係)

連絡担当課

地域	市町村名	連絡担当課	電話番号		FAX番号
			防災行政無線	有線電号	
二戸	二戸市	生活環境課	×-431-1	0195-23-3111	普5-5160
	軽米町	総務課	×-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九戸村	総務課	×-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄法寺町	総務課	×-441-1	0195-38-2211	38-2161
	一戸町	総務課	×-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久慈市	消防防災課	×-487-1	0194-52-2111	53-3115
	普代村	住民課	×-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種市町	総務課	×-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野田村	総務課	×-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山形村	総務課	×-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大野村	総務課	×-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛岡	盛岡市	消防防災課	×-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫石町	総務課	×-421-1	019-692-2111	692-1311
	葛巻町	総務課	×-401-1	0195-66-2111	66-2101
	岩手町	総務課	×-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西根町	総務課	×-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝沢村	総務課	×-423-1	019-684-2111	684-1517
	松尾村	総務課	×-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉山村	総務課	×-4215-1	019-683-2111	683-1130
	紫波町	町民課	×-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢巾町	住民課	×-413-1	019-697-2111	697-3700
	安代町	総務課	×-403-1	0195-72-2111	72-3531
宮古市	宮古市	消防防災課	×-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田老町	総務課	×-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山田町	総務課	×-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩泉町	総務課	×-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田野畑村	住民生活課	×-472-1	0194-34-2111	34-2632
	新里村	住民生活課	×-464-1	0193-72-2111	72-3282
	川井村	総務課	×-465-1	0193-76-2111	76-2042
岩手中央部	花巻市	消防防災課	×-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北上市	消防防災課	×-20-502-1	0197-64-1122	63-7023
	大迫町	総務課	×-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石鳥谷町	総務課	×-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東和町	総務課	×-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯田町	福祉課	×-506-1	0197-82-2111	82-3111
	沢内村	総務課	×-507-1	0197-85-2111	85-2119
胆江	水沢市	生活環境課	×-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江刺市	企画調整課	×-511-1	0197-35-2111	35-5120

(資料編 3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目)

	金ヶ崎町	生活環境課	×-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前沢町	町民課	×-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆沢町	町民課	×-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣川町	総務課	×-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
釜石	釜石市	総務課	×-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠野市	消防防災課	×-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大槌町	総務課	×-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮守村	総務課	×-562-1	0198-67-2111	67-2037
両磐	一関市	企画調整課	×-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花泉町	総務課	×-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平泉町	総務課	×-533-1	0191-46-2111	46-3080
	大東町	町民課	×-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤沢町	自治振興課	×-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千厩町	町民生活課	×-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東山町	総務課	×-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室根村	住民福祉課	×-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
	川崎村	民生課	×-546-1	0191-43-2111	43-2550
気仙	大船渡市	総務課	×-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸前高田市	総務課	×-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住田町	総務課	×-20-553-2	0192-46-2111	46-3515
	三陸町	総務課	×-554-1	0192-44-2111	44-2110

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2 は、応援調整市町村であること。

別紙様式 (第3条関係)

第 年 月 日 号

(応援調整市町村長) 殿

(応援要請市町村長)

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害	津波災害	風水害	その他 ()
人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明者	(3) 重 傷 者	(4) 軽 傷 者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一部破損	(4) そ の 他
	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担当課・係名	
担 当 者 名	
電話・FAX 番号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の提供

品名 (種類・規格等)	数 量	場 所

(2) 職員等の派遣

種 類	活 動 内 容	人 員	場 所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日～ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸 路	
空路 (ヘリポート)	
水路 (港湾等)	

3-9-3 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況

(令和3年3月15日現在)

協定の名称	協定の相手方	締結年月日	担当部局
宮古、下閉伊地区消防応援協定書	宮古市、山田町、岩泉町、田老町、田野畑村、普代村、新里村、川井村	昭和41年9月19日	総務課
岩手県防災行政無線市町村局に係る協定書	岩手県	昭和55年11月1日	総務課
久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定書	久慈市、種市町、大野村、山形村、野田村	昭和62年4月1日	総務課
久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定変更消防相互応援協定書	久慈市、洋野町、野田村	平成18年12月15日	総務課
災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人久慈医師会	昭和63年12月1日	総務課
災害時の医療救護活動に関する協定書の一部を変更する協定書	社団法人久慈医師会	平成10年9月1日	総務課
岩手県防災ヘリコプター応援協定	岩手県、県内の全ての市町村及び消防一部事務組合	平成8年10月7日	総務課
大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	県内全ての市町村	平成8年10月7日	総務課
海岸水門遠隔操作施設の管理に関する協定書	岩手県	平成12年5月26日	総務課
災害救助用米穀等に関する協定書	岩手県	平成18年11月1日	総務課
大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する協定	(八戸地域) 八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村 (久慈地区) 久慈市、洋野町、野田村 (二戸地区) 二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	平成19年6月27日	総務課
災害時要援護者の避難場所に関する協定書	社会福祉法人普代福祉会	平成24年4月1日	総務課
災害時における救助に関する協定書	岩手県生活衛生同業組合中央会 久慈地区生活衛生同業組合連絡協議会 岩手県県北広域振興局	平成24年9月5日	総務課
災害時における飲料確保に関する協定書	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	平成27年8月19日	総務課
災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書	ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店	令和2年6月30日	総務課
普代村と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	日本郵便株式会社堀内郵便局 (協定対象郵便局：普代郵便局、堀内郵便局、久慈郵便局)	令和3年1月28日	総務課

(資料編 3-9-3 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

協 定 の 名 称	締結年月日
消防相互応援に関する協定書（県内一部事務組合等）	昭和50年5月13日
消防相互応援に関する協定書（八戸地域広域市町村圏事務組合・久慈地区広域行政事務組合）	昭和59年11月1日
大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	平成7年10月31日

宮古、下閉伊地区消防応援協定書

第1条 この協定は宮古、下閉伊地区消防応援協定と称し、消防組織法第21条に基づき、宮古市、山田町、岩泉町、田老町、田野畑村、普代村、新里村、川井村、(以下「各市町村」という。)地内の災害時における消防機関相互の応援に関して定めるものとする。

第2条 応援の種類及び派遣の方法は次の各号のとおりとする。

(1) 緊急応援、消防機関が何等かの情報により災害を覚知し、その災害発生地点が当該市町村の消防機関が出動する条件より隣接市町村の消防機関が出動する方が有効な条件の場合は緊急応援するものとし、この場合は1乃車2隊(1車~2車)を派遣する。なお災害が拡大し、当該市町村の消防隊が到着しても鎮圧または防止不可能と判断される場合は、追加応援隊の出動を、現場における相互の指揮者間の協議により行うことができる。

また、緊急応援出動した場合には被応援市町村または消防機関に対し、最も早い方法でその旨を通報するものとする。

(2) 非常応援、災害が激甚で当該市町村の消防力その他の出動のみにては災害防止鎮圧が困難なため受援を要請した場合にはその要請隊数を派遣する。ただし自衛上その他やむを得ざる場合は要請隊数を下まわる隊数を派遣することができる。

第3条 前条第2号に掲げる非常応援要請は被応援市町村長または消防長、その代理者及び消防団長等が応援地市町村長または消防長、その代理者及び消防団長等に対して行うものとする。

第4条 応援消防隊の指揮は次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 被応援市町村の消防長、消防署長または消防団長が指揮すること。
- (2) 指揮は応援消防隊の長に対して行うこと。

第5条 応援に要した費用は次に掲げる方法によって処置するものとする。

- (1) 応援隊員の死傷については応援市町村側において処置すること。
- (2) 応援に際し被応援市町村において発生した機械器具の破損に要する修理費、または建物施設に対する事故による補修費についてはその都度両者間において協議のうえ負担区分を決定すること。
- (3) 応援間における職員手当及び被服の損料は応援側の負担とする。
- (4) 応援が長時間にわたり、食糧に用する費用は被応援市町村の負担とすること。
- (5) 動力ポンプによる作業が1時間以上に及ぶときはその超過部分につき被応援市町村の負担とすること。
- (6) 前各号以外の費用に関しては両者において協議のうえ決定するものとする。

第6条 応援隊員が応援事務に従事中第三者に与えた損害については被応援市町村が、その賠償の責に任ずるものとする。ただし応援事務に従事中か否かの判定については、両者協議のうえ決定するものとする。

2 応援のため往路及び帰路において第三者に与えた損害は応援側がその賠償の責に任ずるものとする。

第7条 第5条第2号及び第4号から第6号の費用のうち被応援市町村の負担すべき費用については被応援市町村が一時繰替支弁をするものとし、当該市町村の請求に基づいて被応援市町村が支払うものとする。

第8条 各市町村は毎年4月末日現在で、その保有する消防ポンプ及び消防分団の所在地、人員等を別紙様式によって調査するとともに地図(1/50,000程度)にその実態を して5月末日までに調査表に添付して各市町村に通報するものとする。

第9条 各市町村は相互の災害防止の調査研究に資するため、当該市町村の地域にかかる災害防止方策の資料を作成したときは、他の市町村に送付するものとする。

付 則

- 1 この協定は昭和41年9月19日から実施する。
- 2 昭和23年7月13日協定の下閉伊地区消防協定はこれを廃止する。

昭和41年9月19日

宮古市長 菊池良三

山田町長 佐藤善一

岩泉町長 工藤市助

田老町長 久保利七

田野畑村長 早野仙平

普代村長 和村幸得

新里村長 関沢富司

川井村長 下総由己

岩手県防災行政無線市町村局に係る協定書

岩手県（以下「甲」という。）と普代村（以下「乙」という。）とは、岩手県防災行政無線に係る市町村局（以下「市町村局」という。）の管理運用及び経費負担について、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し迅速かつ緊急な連携を図るため、甲と乙が共同で岩手県防災行政無線設備（以下「無線設備」という。）を乙の庁舎内に設置したことに伴う管理運用及び経費負担について必要な事項を定めるものとする。

（無線設備）

第2条 無線設備の内容は、無線装置、有線設備、空中線設備、電源設備、空中線柱及びこれらを接続するケーブル等とする。

（所有権）

第3条 無線設備の所有権は、甲に帰属するものとする。

（無線設備の貸付け）

第4条 甲は、乙に対して別表に掲げる無線設備を無償で貸し付けるものとする。

（無線設備の管理）

第5条 乙は、無線設備を善良な管理者の注意をもって維持管理し、点検設備は、甲と乙が共同で行うものとする。

（市町村局の運用）

第6条 乙は、市町村局の運用にあたっては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）及び無線局運用規則（昭和25年電波管理委員会規則第17号）（以下「法令」という。）並びに甲が定める防災行政無線通信規程及び防災行政無線通信取扱要領（以下「通信規程等」という。）を遵守しなければならない。

（無線従事者の選任等）

第7条 電波法第2条第6号に定める無線従事者の選任又は解任は、乙の推薦に基づき甲が行うものとする。

2 前項の規定により選任された無線従事者は、法令及び通信規程等の定めるところにより無線設備の操作を行うものとする。

（維持管理に要する経費の負担）

第8条 市町村局の維持管理に要する経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 甲が負担する経費

- ア 甲の都合により無線設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費
- イ 電波法第6条第1項の規定による新たな免許及び再免許の申請の手数料
- ウ 電波法第10条の規定による落成後の検査の手数料
- エ 電波法第73条第1項本文の規定による定期検査の手数料

(2) 乙が負担する経費

- ア 無線設備に要する電気料及び発動発電機の燃料費
- イ 乙の都合により附帯設備を設ける場合の当該設備の調弁及び維持管理に要する経費
- ウ 乙の都合により無線設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費
- エ 乙が善良な管理を怠ったことにより生じた無線設備の故障復旧に要する経費
- オ その他市町村局の管理運営に要する経費

(3) 乙と甲が負担する経費

- ア 市町村局に係る点検整備に要する経費については、甲と乙がそれぞれ2分の1を負担するものとする。
- イ 電波法第18条の規定による検査の手数料は、甲の都合により変更した場合は甲が、乙の都合により変更した場合は乙が、それぞれ負担するものとする。

(設置場所等の変更)

第9条 乙は、庁舎の移転、改築等による無線設備の設置場所の変更又は、乙の都合による無線設備の変更を行うときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、無線設備について盗難、滅失、破損又は機能の減損の事態が生じたときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 前項に規定する場合において、乙に過失があったときは、乙は、甲の指示するところにより現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(無線台帳)

第11条 乙は、甲が定める無線台帳を保管し、無線設備の変更等が生じたときは、その都度、記帳するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から昭和56年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、協定期間の満了の日の翌日において更に1年間同一の条件で協定の更新するものとし、その後毎年、協定期間の満了の日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときも、また同様とする。

(補則)

第13条 この協定により難い事情が生じたとき、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれの1通を保有するものとする。

昭和55年11月1日

(甲) 岩手県

代表者 岩手県知事 中村 直

(乙) 普代村

代表者 普代村長 和村 幸得

久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、第2条に規定する久慈地区広域行政事務組合を構成する市町村の行政区域内に発生した災害並びに救急及び救助事故（以下「災害」という。）が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村)

第2条 この協定は、次に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）の相互間において行うものとする。

- (1) 久慈市
- (2) 種市町
- (3) 大野村
- (4) 山形村
- (5) 野田村
- (6) 普代村

(応援の種類)

第3条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

1 普通応援

協定市町村が接する地域で、別表に定める区域内に発生した火災を認知又は受報した場合、別名なく応援側から1隊出動する応援。

2 特別応援

協定市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町村の長の要請に基づいて出動する応援、並びに消防組織法第15条第3項の規定に基づく久慈地区広域行政事務組合消防長（以下「消防長」という。）の命令によって出動する応援。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、被災市町村の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町村の長に対して行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資器材の数量
- (4) 応援隊集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた市町村の長は当該市町村区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町村の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、資器材の種別、数量、到着予定時刻を受援市町村の長に通報するものとする。

3 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに受援市町村の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第6条 消防長及び受援市町村の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 消防組織法第24条の4に基づく受援市町村の長の応援隊指揮の権限は、これを消防長又は受援市町村の消防団長に行わせる。

- 2 応援隊に対する指揮は、応援隊の長にこれを行わせるものとする。
ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援隊の長は、消防行動については、次の区分により負担するものとする。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づく応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援消防団員の手当及び車両、資器材等の破損修理に要する費用は応援側の負担とする。
- (2) 応援隊員の死傷等による災害補償は、応援側の責任において行うものとする。
- (3) 応援隊員が業務上第三者に損害を与えた場合(受援市町村の指揮下以外)の賠償は応援側が行うものとする。
- (4) 応援隊員の給食、燃料の補給については、受援市町村において行うものとする。
- (5) 前各号以外の経費については、当事者間において協議のうえ決定する。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項、又は疑義が生じた場合は協定市町村の長が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第11条 この協定を証するため、正本6通を作成し市町村の長が記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和62年4月1日から効力を生ずる。

別表

応援市町村名	応援区域
久慈市	種市町中野地区
種市町	久慈市侍浜町本町、外屋敷、高家、桑畑地区
久慈市	大野村帯島、水沢地区
大野村	久慈市夏井町川代、大芦、宮原地区、侍浜町角柄地区
久慈市	山形村戸呂町、繋、内間木地区
山形村	久慈市大川目町岩井、荒津前地区、山根町木売内地区
久慈市	野田村城内、新山、広内、中沢地区
野田村	久慈市宇部町のうち小袖地区を除く全部
種市町	大野村館市、濁川地区
大野村	種市ナメラ、鉄山、棚場地区
大野村	山形村戸呂町高松沢地区
山形村	大野村水沢地区
野田村	普代村堀内地区
普代村	野田村下安家地区

岩手県久慈市

久慈市長 久慈義昭

岩手県九戸郡種市町

種市町長 関根重男

岩手県九戸郡大野村

大野村長 佐々木義明

岩手県九戸郡野田村

野田村長 佐藤吉男

岩手県下閉伊郡普代村

普代村長 和村幸得

海岸水門遠隔操作施設の管理に関する協定書

建設省所管海岸管理者岩手県知事（以下「甲」という。）と普代村長（以下「乙」という。）とは、海岸水門遠隔操作施設の管理について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、海岸水門操作の効用を十分に発揮させるために遠隔操作施設の管理に関して「海岸水門管理要綱」によるほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「遠隔操作施設」とは、遠隔監視制御局設備及び遠隔監視被制御局設備をいう。

2 この協定において、「管理」とは修繕及び改良等をいい、「事務」とは操作及び維持等をいう。

（遠隔操作施設の管理）

第3条 遠隔操作施設の管理は甲が行い、乙が別途委託契約により事務を行う。

（水門の操作）

第4条 甲と乙は、水門の操作について操作規則を定めるものとする。

2 前項の操作規則を変更しようとするときは、甲及び乙は協議するものとする。

（業務運営上の協力）

第5条 甲と乙は、業務の運営に万全を期するため、必要があると認めるときは、人員の派遣その他必要な処置を行い、相互に協力するものとする。

（協定以外の事項）

第6条 この協定に定めがない事項及びこの協定について疑義が生じたとき、またこの協定の内容を変更しようとするときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成12年5月26日

甲 海岸管理者
岩手県知事 増田 寛也

乙 普代村長 深渡 宏

久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定変更消防応援協定書

久慈地区広域行政事務組合構成市町村との間で昭和62年4月1日締結した久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定書（以下「原協定」という。）について、次のとおり変更協定を締結する。

- 第1** 原協定第1条中「第21条」を「第39条」に、第3条第2項中「第15条」を「第18条」に、第7条中「第24条の4」を「第47条」に改め、第11条中「6通」を「4通」に改める。
- 第2** 原協定第2条に規定する協定市町村を次のとおり変更する。
- (1) 久慈市
 - (2) 洋野町
 - (3) 普代村
 - (4) 野田村
- 第3** 原協定第3条に規定する別表を別紙のとおり変更する。
- 第4** 第1、第2、第3以外については、昭和62年4月1日付けで締結した原協定のとおりとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、協定市町村記名押印して、それぞれその1通を保管するものとする。

平成18年12月15日

久慈市長 久 慈 義 昭
洋野町長 水 上 信 宏
普代村長 深 渡 宏
野田村長 小 山 祐 士

(別紙)

別表

応援市町村名	応 援 区 域
久 慈 市 洋 野 町	洋野町中野、帯島、水沢地区 久慈市侍浜本町、外屋敷、高家、桑畑、角柄地区 久慈市夏井町川代、大芦、富原地区 久慈市山形町戸呂町高松沢
久 慈 市 野 田 村	野田村城内、新山、広内、中沢地区 久慈市宇部町のうち小袖地区を除く全部
普 代 村 野 田 村	野田村下安家地区 普代村堀内地区

大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る 市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、八戸地域広域市町村圏、久慈地区広域市町村圏及び二戸地区広域市町村圏を構成する市町村で地震等による大規模災害が発生した場合において、被災市町村が他の市町村に対し応援を要請する際の手続きその他の災害時の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援地区の設置)

第2条 各広域市町村圏の応援地区を別表のとおり定め、原則として応援地区を単位として被災市町村からの応援に応じるものとする。

- 2 前項の応援地区には、それぞれ別表に定める応援調整市及び代理応援調整町を置き、被災市町村は、その属する応援地区の応援調整市に対して応援を要請するものとする。ただし、当該応援調整市が被災した場合は、代理応援調整町へ応援を要請するものとする。
- 3 応援調整市又は代理応援調整町が行う応援調整は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 被災市町村との連絡及び情報収集
 - (2) 被災市町村が必要とする応援内容の取りまとめ並びに応援地区間の連絡及び物資調整
 - (3) 他の応援調整市への応援要請
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、被災市町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第3条 被災市町村が要請できる応援内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、応援調整市(第2条第2項ただし書に該当する場合は、代理応援調整町。以下この条、第5条及び第6条において同じ。)に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話連絡等により要請を行うとともに、後日、応援を実施した市町村に対し、速やかに様式第1号により文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
 - (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 応援調整市は、前項の要請を受けた場合には、直ちに応援地区内の市町村と連絡をとり、応

援地区における応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知する。

3 応援人員、応援物資等の搬送は、応援を実施する市町村が行うものとする。

(他地区への応援要請)

第5条 被災市町村から要請を受けた応援地区のみでは被災市町村の要請に対応できない場合にあっては、応援調整市は、他の応援地区に応援を要請するものとする。

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害が発生したことが明らかな場合で、被災市町村との連絡がとれないとき又は要請を待つ暇がないと認めるときは、第4条の規定にかかわらず、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の規定により応援を行おうとする市町村は、あらかじめその属する応援地区の応援調整市に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 第4条及び前条の規定に基づき実施した応援に要した経費負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に定めたとおりとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 機械器具等の燃料費（補給燃料に係る経費を除く。）及び小規模破損の修理費
- イ 応援人員が応急業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞しゅつ金
- ウ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費
- エ 応援人員の被害地への出勤又は帰路途中において発生した事故における損害賠償費

(2) 要請側が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村が前項第2号の経費を支弁する暇がない場合にあっては、応援を実施した市町村に対し費用の一時支払いを要請できるものとする。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第8条 本協定の運営に関する事務局は、八戸市に置く。

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 応援調整市は、毎年度4月末までに、その属する応援地区内の市町村の本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を調査の上、様式第2号及び様式第3号により事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これらを取りまとめの上、各応援調整市にその内容を報告するものとし、応援調整市は、当該報告内容をその属する応援地区内の市町村へ報告するものとする。

(訓練の実施)

第10条 市町村は、協定に基づく相互援助が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(その他の防災協定等との関係)

第11条 この協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を16通作成し、関係市町村の長がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成19年6月27日

八戸地域広域市町村圏

八戸市長	小林 眞
おいらせ町長	三村 正太郎
三戸町長	久慈 豊
五戸町長	三浦 正名
田子町長	松橋 良則
南部町長	工藤 祐直
階上町長	浜谷 豊美
新郷村長	須藤 良美

久慈地区広域市町村圏

久慈市長	山内 隆文
普代村長	深渡 宏
野田村長	小田 祐士
洋野町長	水上 信宏

二戸地区広域市町村圏

二戸市長	小原 豊明
軽米町長	山本 賢一
九戸村長	岩部 茂
一戸町長	稲葉 暉

別表 (第 2 条関係)

応援地区名	応援地区に属する市町村	応援調整市	代理応援調整町
八戸	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	八戸市	おいらせ町
久慈	久慈市、洋野町、野田村、普代村	久慈市	洋野町
二戸	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村	二戸市	一戸町

様式第 1 号 (第 4 条関係)

年 月 日

(応援市町村長) 様

(応援要請市町村長)

大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援
に関する協定に基づく応援要請

標記について、次のとおり応援を要請します。

1 被害の種類及び状況	被害の種類	地震被害、津波被害、風水害、その他 ()
	被害状況	
2 協定第 3 条第 2 号から第 4 号までに掲げる物の品名、数量等		
3 協定第 3 条第 5 号に掲げる職員の職種別人員数		
4 応援場所及び応援場所への経路		
5 応援の期間		
6 その他必要な事項		

消防相互応援に関する協定書

第1章 総 則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、第2条に規定する一部事務組合及び市町の行政区域内に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定組合等)

第2条 この協定は、次に掲げる一部事務組合及び市町（以下「協定組合等」という。）の相互間において行うものとする。

- (1) 盛岡地区広域行政事務組合
- (2) 胆沢地区消防組合
- (3) 両磐地区消防組合
- (4) 久慈地区広域行政事務組合
- (5) 大船渡地区消防事務組合
- (6) 遠野地区消防事務組合
- (7) 宮古地区広域消防等組合
- (8) 花巻地区消防事務組合
- (9) 北上地区消防等組合
- (10) 二戸地区広域行政事務組合
- (11) 釜石市
- (12) 陸前高田市
- (13) 江刺市
- (14) 大槌町

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は次に掲げるものとする。

- (1) 船舶、航空機、鉄道車両、自動車等の交通機関による大規模な火災並びに救急及び救助事故又は危険物の流失事故
- (2) 大規模な危険物施設等の火災並びに救急及び救助事故
- (3) その他大規模な火災並びに救急及び救助事故

第2章 相互応援協定

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した協定組合等（以下「被災組合等」という。）の長が次のいずれかに該当する場合に第2条に規定する協定組合等（以下「応援組合等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定組合等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 被災組合等の消防力によっては、防ぎょが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため協定組合等の消防機関が保有する車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生時の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資器材の数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第5条 応援組合等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特定の理由のない限り応援を行うものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに被災組合等の長に通報するものとする。

(消火資器材等の調達手配)

第6条 応援組合等の長は、被災組合等の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともにその結果を被災組合等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、被災組合等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに被災組合等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第9条 被災組合等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援組合等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため必要のつど協定組合等において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第11条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- (2) 協定組合等の消防現勢、消防車両、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 消防資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (4) その他必要な事項

第4章 経費負担

(人件費等)

第12条 この協定を実施するため必要な経費で、次に掲げるものについては被災組合等の負担と

する。

- (1) 応援職員の手当等
 - (2) 応援職員が応援業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償に要する経費
 - (3) 備蓄資器材及び臨時調達資器材の購入費並びに輸送費
 - (4) 燃料費
 - (5) 車両及び機械器具等に破損又は故障を生じた場合の修理費
 - (6) 機械器具等の輸送費
- 2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる経費は応援組合等の条例、規則等の規定により算定するものとする。

(第三者に対する損害賠償に要する経費)

第13条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においてその損害が応援業務中に生じたものについては被災組合等が、往路及び帰路に生じたものについては応援組合等がそれぞれ賠償の責に任ずるものとする。

(経費の支払方法)

第14条 応援を受けた場合の応援措置に要する経費は応援組合等の請求に基づいて被災組合等が支払うものとする。

(経費の負担等の特例)

第15条 応援に要する経費の負担又はその支払方法について前 3 条により難しいときは、関係協定組合等が協議して定める。

第 5 章 雑 則

(実施細目)

第16条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定組合等の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第17条 この規定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

第18条 この協定を証するため正本14通を作成し協定組合等の長が記名押印のうえ各 1 通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和50年 5 月13日から効力を生ずる。

盛岡地区広域行政事務組合管理者
胆沢地区消防組合管理者
両磐地区消防組合管理者
久慈地区広域行政事務組合管理者
大船渡地区消防事務組合管理者

遠野地区消防事務組合管理者
宮古地区広域消防等組合管理者
花巻地区消防事務組合管理者
北上地区消防等組合管理者
二戸地区広域行政事務組合管理者
釜石市長
陸前高田市長
江刺市長
大槌町長

消防相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、八戸地域広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）と久慈地区広域行政事務組合（以下「乙」という。）のそれぞれの行政区域内に発生した災害並びに救急事故（以下「災害」という。）に対する消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援の種別)

第2条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

1 普通応援

甲、乙それぞれが接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に発生地の組合（以下「被災組合」という。）の長の要請をまたずに出動する応援。

2 特別応援

甲又は乙の区域内に災害が発生した場合に被災組合の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、被災組合の長が電話、その他の方法により次の事項を明確にして応援組合の長に対して行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生時の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の種別、数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた組合の長は特別な理由がない限り応援隊を派遣するものとする。

2 応援組合の長は応援隊を派遣したときは出発時刻、出動人員、資機材の種類、数量、到着予定時刻等を要請組合の長に通報するものとする。

3 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに被災組合の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第5条 応援を要請した組合の消防長は、集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、被災組合の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第7条 応援隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(救急搬送への便宜)

第8条 甲乙それぞれ救急事故等により医療機関へ傷病者を搬送する場合、搬送経路の誘導等について要請があった場合は便宜を供与し合うものとする。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づく応援に要した費用については次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援職員の手当及び車両、資機材等の破損修理に要する費用は応援側の負担とする。
- (2) 応援隊員の死傷等による災害補償は応援側の責任において行うものとする。
- (3) 応援隊員が業務上第三者に損害を与えた場合の賠償は応援側が行うものとする。
- (4) 応援隊員の給食、燃料の補給については被災組合の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については甲、乙協議のうえ決定する。

(実施細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲、乙双方の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため、正本2通を作成し記名押印のうえ甲乙各1通を保管するものとする。

附則

この協定は、昭和59年11月1日から効力を生ずる。

八戸地域広域市町村圏事務組合
管理者 秋山 卓二郎

久慈地区広域行政事務組合
管理者 久慈市長 久慈 義昭

大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）の区域において、地震等による大規模災害が発生し、被災道県独自では、十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合に、災害対策基本法第74条の規定に基づき、被災道県が他の道県に対し応援を要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項について定めることを目的とする。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整道県の設置)

第3条 道県は、大規模災害時に被災道県が個別に応援要請の措置を講じられない場合も想定し、その調整を行うための応援調整道県をあらかじめ被災道県ごとに定めておくものとする。

(連絡調整員の派遣)

第4条 応援調整道県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要となる資機材、物資の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

第6条 被災道県は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、応援調整道県等へ要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる車両の種類、規格及び台数、ヘリポートの位置等
- (4) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第7条 応援調整道県は、大規模災害と認められる災害が発生した被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道

県の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり必要な応援の要請を行うことができるものとする。

- 2 応援調整道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり必要な応援の要請を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定に基づく被災道県からの要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(資料の交換)

第9条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、道県が協議して定める。

- 2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

第11条 この協定は、平成7年10月31日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、道県がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成7年10月31日

北海道知事	堀 達也
青森県知事	木村 守男
岩手県知事	増田 寛也
宮城県知事	浅野 史郎
秋田県知事	佐々木 喜久治
山形県知事	高橋 和雄
福島県知事	佐藤 栄佐久
新潟県知事	平山 征夫

災害時要援護者の避難場所に関する協定書

普代村（以下「甲」という。）と
社会福祉法人普代福祉会（以下「乙」という。）とは災害が発生又は発生のおそれがある場合の要援護者の受け入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、普代村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て要援護者を安全な施設へ避難させるため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医薬品の使用）

第2条 避難所において使用する医薬品等は原則として甲が備える医薬品等とする。

（避難所における給食等）

第3条 避難所において、必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（報告）

第4条 乙は、要援護者が避難した場合は、速やかに甲の定めるところにより避難者名簿を甲に報告するものとする。

（費用等）

第5条 避難に係る費用については、避難者は無料とし、村に請求するときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用を乙に支払うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期限は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前 1 月までに甲、乙いずれかから意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 4 月 1 日

甲 普代村
普代村長 柁 屋 伸 夫

乙 社会福祉法人普代福祉会
理事長 藤 島 拓 朗

災害時における救助に関する協定書

普代村（以下「甲」という。）と、岩手県生活衛生同業組合中央会及び久慈地区生活衛生同業組合連絡協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、普代村地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の救助の実施に関し、乙の協定について必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 村内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) その他村長が特に必要と認めるとき。

2 乙は、甲からの協力要請があった場合は、乙の会員である生活衛生同業組合（別表）の協力のもとに、可能な限り誠実に実行するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力は、次に掲げる事項とする。

- (1) 宿泊施設を避難場所として提供し、宿泊、入浴及び食事の提供
なお、通常提供されるサービスの全ての提供を求めるものではない。
- (2) 食材の提供及び炊き出し
- (3) 交通途絶のため、帰宅することが困難な者のうち徒歩で帰宅する者に対する次の支援
ア 水道水、トイレ等の提供
イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所等に関する情報の提供
- (4) その他甲乙が協議し必要と認める事項

（要請の方法）

第4条 乙への協力の要請は、甲が、期間、場所及び人数等を文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

なお、前条第3号の乙の協力は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施できるものとする。

（費用負担）

第5条 協力を要する費用は、甲が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格を基準に甲乙協議の上別途定めるものとする。

なお、第3条第3号に要した費用は、乙が負担するものとする。

（取消料）

第6条 乙は、協力要請後に取り消しがあった場合でも、甲に対し取消料は請求しないものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項に疑義の生じた事項及びこの協定に定めない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 24 年 9 月 5 日

甲	普代村 代表者 普代村長 梶屋伸夫
乙	盛岡市志家町 3-1 3 岩手県生活衛生同業組合中央会 代表者 会長 西部邦彦
乙	久慈市中央 3-2 久慈地区生活衛生同業組合連絡協議会 代表者 会長 桑畑 博
立会人	岩手県 県北広域振興局 局長 松岡 博

3-12-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被災し、又は被災するおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費100人 1日当たり 300円 以内 (加算額) 冬期 別に定める額 を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は避難場所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全滅、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,326,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる)。	災害発生の日から20日以内の着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、 2,326,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半焼(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり1,010円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は別途計上

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半焼(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4~9月) 冬期(10~3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る。																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>1 人 世 帯</th> <th>2 人 世 帯</th> <th>3 人 世 帯</th> <th>4 人 世 帯</th> <th>5 人 世 帯</th> <th>6人以上1 人増すごと に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全 壊 全 焼 流 失</td> <td>夏</td> <td></td> <td>17,300</td> <td>22,300</td> <td>32,800</td> <td>39,300</td> <td>49,800</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td></td> <td>28,600</td> <td>37,000</td> <td>51,600</td> <td>60,500</td> <td>75,900</td> <td>10,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半 壊 半 焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td></td> <td>5,600</td> <td>7,600</td> <td>11,400</td> <td>13,800</td> <td>17,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td></td> <td>9,100</td> <td>12,000</td> <td>16,900</td> <td>20,000</td> <td>25,400</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>					区 分			1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1 人増すごと に加算	全 壊 全 焼 流 失	夏		17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300	冬		28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400	半 壊 半 焼 床上浸水	夏		5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400	冬		9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300
区 分			1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1 人増すごと に加算																																							
全 壊 全 焼 流 失	夏		17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300																																							
	冬		28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400																																							
半 壊 半 焼 床上浸水	夏		5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400																																							
	冬		9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300																																							
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、 治療材料、医療器 具破損等の実費 2 病院又は診療 所社会保険診療 報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額 以内	災害発生日から 14日以内	患者等の移送費は、 別途計上																																											
助 産	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、 別途計上																																											

災害にかかった者の救出	<ol style="list-style-type: none"> 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者 	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 <ol style="list-style-type: none"> 1 世帯当たり 510,000円以内 	災害発生から1カ月以内	
生業に必要な資金の貸与	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が全壊、全焼又は流出し、生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機材、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的計画があり、償還能力のある者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 生業費 1件当たり 30,000円 2 就職支度費 1件当たり 15,000円 	災害発生の日から1カ月以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子

学用品の給与	住家の全壊(焼流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学生生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制を含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は1人当たり金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から(教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内(一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,000円以内(検索) 救護以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1世帯あたり 137,000円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇用費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理分配	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師及び看護師 11,400円以内 土木技術者及び建築技術者 17,200円以内 大工、左官及びとび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

	災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者	当該地域における慣行料金による実支出額に100分の3を加算した額以内 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 鉄道事業者及びその従業者 軌道経営者及びその従業者 自動車運送業者及びその従業者 船舶運送業者及びその従業者 港湾運送業者及びその従業者		
--	-------------------------------	---	--	--

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の適度、方法及び期間を定めることができる。

3-15-1 医療機関一覧

平成27年11月1日現在

医療機関名 所在地 電話番号	総合病院	救急告示	病床数				医療型 再掲	診療科目
			精神	感染症	その他	合計		
岩手県立久慈病院 久慈市旭町10-1 53-6131	○	○		4	338	342	43	内科、精神科、歯科、 神経内科、呼吸器科、 消化器科、循環器科、 小児科、外科、麻酔科 整形外科、形成外科、 脳神経外科、皮膚科、 泌尿器科、産婦人科、 眼科、耳鼻咽喉科、 リハビリテーション科、 放射線科、歯科口腔外 科、麻酔科
国民健康保険診療所 普代村10-4-1 35-2517						0		内科、外科
国民健康保険歯科診療所 普代村10-7-8 35-2580						0		歯科

3-15-2 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時の医療救護活動に関する協定書（原協定）

普代村（以下「甲」という。）と社団法人久慈医師会（以下「乙」という。）とは災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、普代村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護婦等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。
2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（災害救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。
(1) 傷病者に対する応急処置
(2) 後送医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
(3) 助産
(4) 死体の検案、死胎の検案

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所の設置）

第5条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。
2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

（使用医薬品等）

第6条 医療救護活動に使用する医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は原則として甲が備える医薬品等とする。
2 前項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（救護所における給食等）

第7条 救護所において、必要とする給食及び給水は、甲が行う。

(医療費)

第8条 救護所における医薬品は無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 後送医療施設における医療費は、患者が負担する。

(費用弁償)

第9条 甲は、次の各項に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施したときに要する費用に限る。）について当該各号に定める額を負担する。

- (1) 医療救護班を派遣したときの人件費、実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額
- (2) 医療救護班が調達した医療品等を使用したときのその使用した医療品等の費用実費の額
- (3) 後送医療施設及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び救護所の設備又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用、実費の額

(扶助費)

第10条 甲は、医療救護班の医師、看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給する。

(医療紛争の措置)

第11条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

(報告)

第12条 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を、甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第13条 乙は、第9条の費用及び第10条の扶助費（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第14条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、昭和63年11月1日から昭和64年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

平成63年11月1日

甲 普代村
代表者 普代村長 岩 澤 義 雄

乙 久慈市川崎町3-8-58
社団法人 久慈医師会
会 長 川 村 弘 二

災害時の医療救護活動に関する協定書の一部を変更する協定書

普代村（以下「甲」という。）社団法人久慈医師会（以下「乙」という。）とで取り交わした「災害時の医療救護活動に関する協定書」（昭和 63 年 11 月 1 日締結）の一部を次のとおり変更する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（自主出動）

第 2 条の 2 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に医療班を編成して派遣することができる。

- 2 乙は、前項の規定により医療班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。
- 3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき医療班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

この協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 10 年 3 月 19 日

甲 普代村
代表者 普代村長 岩 澤 義 雄

乙 久慈市川崎町 10 番 30 号
社団法人久慈医師会
会 長 白 岩 道 夫

3-16-1 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書

協定書

災害救助法又は国民保護法が発動された場合における食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の岩手県知事への緊急引渡しに関し、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領（平成18年6月15日付け18総食第294号総合食料局通知）」に基づき、岩手県知事と岩手農政事務所長との間に下記のとおり協定する。

記

- 第1条** 災害救助用米穀の売買契約は、岩手県知事（以下「知事」という。）と岩手農政事務所長（以下「所長」という。）との間において締結するものとする。
- 第2条** 被災地の市町村長等は、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、農政事務所において倉庫を管轄する主幹課長及び地域課長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請することができるものとする。
- 第3条** 知事は、市町村長等が第2条により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けるものとする。
- 第4条** 第3条における価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。
- 第5条** 災害救助用米穀の売買代金の延納措置については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。
- ア 災害救助法が発動された場合
延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。
これらの期間については、所長が知事と協議の上、決定するものとする。
- ① 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと
 - ② 自衛隊の派遣が行われていること
 - ③ 知事から30日を越える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること
- イ 国民保護法が発動された場合
延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、所長が知事と協議の上、決定するものとする。
- 第6条** 災害救助用米穀等の引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。
ただし、知事又は知事の指定する者（知事又は市町村長等が取扱者として指定した卸売業者等という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人から引渡しの要請があったときは、当該米穀を引渡して差し支えないものとする。
- 第7条** この協定書の内容に変動を生じたときは別途更新するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、知事及び所長がそれぞれ1通を保有するものとする。

平成19年6月22日

岩手県知事 印

東北農政局岩手農政事務所長 印

3-16-2 災害救助用米穀等に関する協定書

岩手県知事（以下「甲」という。）と普代村長（以下「乙」という。）とは、災害救助法及び国民保護法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため、食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の緊急引渡しについて乙が甲の指示を受けられない場合における取扱いについて、次のとおり協定する。

なお、甲は本協定と同時に乙を非常災害時における災害救助用米穀等取扱者に指定する。

第1条 甲は、乙が災害救助用米穀等の引渡しを受けることができるようにするための協定を、農政事務所長と締結するとともに、乙に代わってその代金を支払うものとする。

2 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受ける必要があるときには、農政事務所において倉庫を管轄する主幹課長及び地域課長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請することができるものとする。

第2条 災害救助用米穀等の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

第3条 甲と乙は、災害救助用米穀等の引取代金について別紙書式の内容により、災害救助用米穀代金納付契約を締結するものとする。

2 前項に定める契約にかかる契約書は、乙に対する実引渡数量ごとに作成するものとする。

第4条 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受けたときは、甲に対し速やかに引渡全数量を報告するとともに、その代金を甲の定める期限までに納付するものとする。

第5条 乙は、納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付するものとする。

この協定の証しとして本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成 18年10月12日

岩手県知事 増田 寛也

普代村長 深渡 宏

3-16-3 災害救助用米穀等代金納付契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金 〃

内 訳								
種別	産年	産地銘柄	包装	量目	等級	数量	単価	金額

- 4 現金取引場所
- 5 代金納付期限 年 月 日
- 6 引 取 目 的 〇〇災害の被災者等に対する給食、供給のため岩手県知事（以下「甲」という。）と〇〇市（町、村）長（以下「乙」という。）とは上記政府所有災害救助用米穀等の引取代金納付について、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は災害救助用米穀等の引取代金を甲の発行する納額告知書によって、納付期限までに岩手県金庫に納付しなければならない。

第2条 乙が納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年 14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付しなければならない。

第3条 この契約に定める納付期限については、その期限が土曜日、日曜日及びその他の休日に該当する場合は、その翌日をもって当該期限とする。

第4条 乙は、甲の指示又は承認がなければ災害救助用米穀等を転売又は買受目的に反した処分をすることができない。

第5条 乙は、災害救助用米穀等の取引後、又は引取中において天変地異、火災、盗難その他やむを得ない事由により乙が損害を被ることがあっても甲はその損害を負担しない。

第6条 この契約に定めない事項については、法令の規定によるほか必要に応じて甲、乙協議して定める。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 _____

乙 _____

3-16-4 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成 18 年 6 月 15 日 18 総食第 294 号 制 定

平成 19 年 3 月 30 日 18 総食第 1369 号 一部改正

第 1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 事前の協定等

1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において知事並びに災害救助法第 30 条及び国民保護法第 76 条に基づく市長村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第 3 に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。

(1) 市町村長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の取引に関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主幹課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。

(2) 知事は、市町村長が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

(3) 災害救助用米穀等の販売代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として 30 日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3 ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

(ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

(イ) 自衛隊の派遣が行われていること

(ウ) 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

- 2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長は管下の地域課長及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市長村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

- 1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続きは次のとおりとする。

(1) 地方農政事務所長は、知事から災害救助用米穀の緊急の引渡しについて、要請を受け、知事に対する直接売却を決定したときは、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法発動に伴う応急食糧売却の売買契約を及び延納措置について」（平成16年4月1日付け15号第2911号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所長等の分任契約担当官が行うものとする。

(2) 知事に対する地方農政事務所長の災害救助用米穀引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（平成19年3月30日付け18総食第1366号総合食料局長通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げるときは、地方農政事務所長等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することができるものとする。

同じ。）を概数によって発行することができるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀の必要量の変動が予想されたとき。

- 2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕がない場合の手続きは次のとおりとする。

(1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕が無い（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めたときは、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当するときは、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長は、から指示のあった内容等を分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害

救助用米穀等の引渡しを行うときは、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び、数量等を明らかにした受領証をかならず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ地方農政事務所等の職員を立ち合わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合

ア 市町村長から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

① 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引き取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引き取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長に連絡が取れない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文書により要請を行うものとする。

② 保管業務担当職員は、市町村長から①により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上適当と認めたときは、その旨を市町村長に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

③ 倉庫の責任者は、②による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長から受領証を徴するものとする。

④ 保管業務担当職員は③により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等に立ち合わせるものとする。

イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

① 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

② 倉庫の責任者は、①による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、この引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

③ 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡が付き次第、速やかに、②による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長が、緊急に引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長の報告

地域課長はア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級、及び数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

- 1 分任契約担当官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しを行ったときは、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。

- 2 分任契約担当官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等とを照合するものとする。

第5 荷渡指図書が発行等事務整理

- 1 分任物品管理者は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付で、荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
 - (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
 - (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
 - (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人から受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

3-16-5 主食用米穀の売却要領 (抜粋)

(平成 16 年 3 月 31 日付け総食糧第 829 号 総合食料局長通達)

第 6 災害時における応急用米穀の取扱い

- 1 都道府県知事 (以下「知事」という。) は、地震、大火災、風水害等非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀 (以下「応急用米穀」という。) の数量等を地方農政事務所長 (地方農政局の所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局局長。以下、「地方農政事務所長等」という。) に通知する。
- 2 地方農政事務所長等は、1 の通知を受けたときは、管内の届出事業者の精米手持状況等を参酌の上、届出事業者に対し、知事又は知事の指定する者に対する売渡しを要請するほか、知事と協議の上、必要に応じ政府米を直接知事又は知事の指定する者に売り渡すものとする。
なお、災害救助法 (昭和 22 年法律第 108 号) が発動された場合における政府米の知事への緊急引渡手続きについては、総合食料局長が別に定めるところによる。
- 3 地方農政事務所長等は、応急用米穀について、2 に基づき講じた措置については、速やかに食料局長に報告する。この場合、地方農政事務所長は地方農政局長あてに報告し、地方農政局長は取りまとめの上、総合食料局長へ報告する。ただし、緊急を要するものにあつては地方農政事務所長は直接総合食料局長あてにも報告する。

3-26-1 液化石油ガス製造・貯蔵施設の状況

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	電話番号	貯蔵能力
(有) まるに	普代村 13-128-7	35 - 2201	1 トン

3-30-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が防災ヘリの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請をうけたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項に規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空

隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書(昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。)第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に該当する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

岩手県	
岩手県知事	増田寛也
盛岡市	
盛岡市長	桑島博
宮古市	
宮古市長	菊池長右エ門
大船渡市	
大船渡市長	甘竹勝郎
水沢市	
水沢市長	後藤晨
花巻市	
花巻市長	渡邊勉
北上市	
北上市長	高橋盛吉
久慈市	
久慈市長	久慈義昭
遠野市	
遠野市長	菊池正

一 関 市	
一関市長	佐々木 一 朗
陸前高田市	
陸前高田市長	菅 野 俊 吾
釜 石 市	
釜石市長	野 田 武 義
江 刺 市	
江刺市長	及 川 勉
二 戸 市	
二戸市長	小 原 豊 明
雫 石 町	
雫石町長	川 口 善 彌
葛 巻 町	
葛巻町長	遠 藤 治 夫
岩 手 町	
岩手町長	田 中 幸 平
西 根 町	
西根町長	工 藤 勝 治
滝 沢 村	
滝沢村長	柳 村 純 一
松 尾 村	
松尾村長	佐々木 正四郎
玉 山 村	
玉山村長	工 藤 久 徳
紫 波 町	
紫波町長	鷹 木 壯 光
矢 巾 町	
矢巾町長	高 橋 隆 三
大 迫 町	
大迫町長	畠 敏
石 鳥 谷 町	
石鳥谷町長	大 竹 義 文
東 和 町	
東和町長	小 原 秀 夫
湯 田 町	
湯田町長	菅 原 信 夫
沢 内 村	
沢内村長	内 記 正 志
金ヶ崎町	
金ヶ崎町長	高 橋 紀 雄
前 沢 町	
前沢町長	鈴 木 一 司

胆 沢 町		
胆沢町長	千 田	明
衣 川 村		
衣川村長	佐々木	秀 康
花 泉 町		
花泉町長	小野寺	亮 助
平 泉 町		
平泉町長	穂 積	昭 慈
大 東 町		
大東町長執務代理者		
大東町助役	伊 藤	一 和
藤 沢 町		
藤沢町長	佐 藤	守
千 厩 町		
千厩町長	藤 野	光 男
東 山 町		
東山町長	松 川	誠
室 根 村		
室根村長	名 取	涉
川 崎 村		
川崎村長	千 葉	莊
住 田 町		
住田町長	菅 野	剛
三 陸 町		
三陸町長	佐々木	菊 夫
大 槌 町		
大槌町長	黒 澤	友 吉
宮 守 村		
宮守村長	照 井	春 雄
田 老 町		
田老町長	竹 花	達 雄
山 田 町		
山田町長	黒 澤	孝
岩 泉 町		
岩泉町長	八重樫	協 二
田野畑村		
田野畑村長	早 野	仙 平
普 代 村		
普代村長	岩 澤	義 雄
新 里 村		
新里村長	山 口	通 男
川 井 村		
川井村長	原	真

軽米町
軽米町長 平 澄 芳
種市町長
種市町長 関 根 重 男
野田村
野田村長 中 川 正 勝
山形村
山形村長 小笠原 寛
大野村
大野村長 柏 木 幸 夫
九戸村
九戸村長 伊保内 昭 一
浄法寺町
浄法寺町長 砂子田 一 男
安代町
安代町長 北 舘 義 一
一戸町
一戸町長 稲 葉 暉
盛岡地区広域行政事務組合管理者
盛岡市長 桑 島 博
胆沢地区消防組合管理者
水沢市長 後 藤 晨
両磐地区消防組合管理者
一関市長 佐々木 一 朗
久慈地区広域行政事務組合管理者
久慈市長 久 慈 義 昭
大船渡地区消防組合管理者
大船渡市長 甘 竹 勝 郎
遠野地区消防事務組合管理者
遠野市長 菊 池 正
宮古地区広域行政事務組合管理者
宮古市長 菊池 長右エ門
花巻地区消防事務組合管理者
花巻市長 渡 邊 勉
北上地区消防組合管理者
北上市長 高 橋 盛 吉
二戸地区広域行政事務組合管理者
二戸市長 小 原 豊 明

3-30-2 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、岩手県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、防災ヘリの安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ヘリ等 防災ヘリ及び防災ヘリ用装備品、活動用装備品、付属品、整備用工具類その他の防災ヘリの整備等に必要な資機材をいう。
- (2) 防災業務 防災ヘリを使用して行う消防防災活動に関する業務をいう。
- (3) 防災航空隊員 防災ヘリに搭乗し、防災業務に従事する総合防災室の職員をいう。
- (4) 自衛訓練 防災航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自に行う訓練をいう。
- (5) 運航計画 防災ヘリを効率的に運航するため、防災業務及び自衛訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 運航体制

(常駐基地)

第4条 防災ヘリの常駐基地は、岩手県防災航空センター（以下「航空センター」という。）とする。

(総括管理者)

第5条 防災ヘリの運航に関する総括管理は、総合防災室防災消防担当課長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第6条 防災ヘリの運航管理に関する事務は、総合防災室防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(防災航空隊)

第7条 総合防災室防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

2 副隊長は、運航管理責任者が指名する。

(隊長等の任務)

第8条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督する。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代行する。

(隊員の任務)

第9条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、隊員相互の連携を密にして、所期の目的を達成するように努めなければならない。

(防災ヘリに搭乗する者の指定)

第10条 運航管理責任者は、防災ヘリの運航に際して、あらかじめ搭乗する者を指定するものとする。

(運航指揮者の選任)

第11条 運航指揮者は、隊長をもって充る。ただし、隊長が防災ヘリに搭乗しないときは、運航管理責任者が前条の規定により指定した搭乗者の中から、隊長が指定するものとする。

(運航指揮者の責務)

第12条 運航指揮者は、法第73条の規定により機長が行うこととされる業務を除き、搭乗者を指揮監督し、運航の目的を適切に遂行するよう努めなければならない。

2 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、搭乗者の任務及び分担業務が適正に執行され、防災業務が安全かつ効果的に遂行できるよう努めなければならない。

第3章 運航管理

(運航基準)

第13条 防災ヘリは、次の各号に掲げる防災業務で、その特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められた場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 消火活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) その他運航管理責任者が必要と認めた活動

2 前項のほか、県が行う一般行政活動で特に防災ヘリによる活動が有効と認められる場合に運航するものとする。

3 防災ヘリの運航時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

(緊急運航)

第14条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、次条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 緊急運航時間は、前条第3項の規定にかかわらず、運航管理者が別に指示するものとする。

3 運航管理責任者は、防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が発生した場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を指示するものとする。

4 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、速やかに災害状況を総括管理者に報告しなければならない。

5 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航計画)

第15条 防災ヘリの運航は、あらかじめ運航計画を定めて行うものとする。

2 運航計画は、岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び岩手県防災ヘリコプター一月間運航計画（様式第2号）とし、運航管理責任者が定めるものとする。

3 運航管理責任者は、前項の計画を定めた場合、遅滞なく総括管理者に報告しなければならない。

(防災ヘリの使用)

第16条 防災ヘリの使用(緊急運航に係るものを除く。以下本章において同じ。)を予定する者は、原則として、前年度の1月末日までに、岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表(様式第3号)を運航管理責任者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

第17条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、防災ヘリを使用しようとする者は、岩手県防災ヘリコプター使用申請書(様式第4号)により使用する1カ月前までに、運航管理責任者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

第18条 運航管理責任者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めた場合は、承認するものとする。

2 運航管理責任者は、前項の規定により承認したときは、岩手県防災ヘリコプター使用承認書(様式第5号)を交付するものとする。

(情報連絡及び報告)

第19条 運航指揮者は、防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書(様式第6号)により、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場等)

第20条 運航管理責任者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議し、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場等を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。

(ヘリコプター保有機関との相互応援)

第21条 運航管理責任者は、防災ヘリの整備点検中又は大規模災害時の防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立に努めるものとする。

第4章 安全管理

(運航上の安全管理)

第22条 運航管理責任者は、航空関係法令及び運輸大臣の定める防災ヘリの運用限界等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務の執行に当たり、防災航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

3 運航管理責任者は、防災業務や自隊訓練等の安全確保を図るため、活動の手順や資器材の使用方法等を明らかにした要領等を整備しなければならない。

4 運航管理責任者は、前項の要領等を制定又は改廃するときは、軽微なものを除き、あらかじめ総括管理者に協議しなければならない。

5 総括管理者は、防災業務及び自隊訓練等の実施状況について、自ら又は防災業務等に知見を有する第三者をもって、定期的に実地調査を行なうものとする。

(防災ヘリ等の安全管理)

第23条 運航管理責任者は、法第19条第1項に基づいて、一定の資格を有する技術者が防災ヘリの安全性が確保されていることについて確認をしなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、防災ヘリ等を適正に管理し、防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第5章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第24条 運航管理責任者は、防災航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設及び設備の整備を図り、防災航空隊員の資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に遂行するため、市町村、消防機関及び関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自衛訓練)

第25条 運航管理責任者は、前条第2項のほか計画的に自隊訓練を実施しなければならない。

2 自隊訓練は、あらかじめ前年度末までに年間訓練計画を定めて実施するものとする。

3 前項の訓練計画は、第15条第2項の運航計画に基づき運航管理責任者が定めるものとし、運航管理責任者は、計画を定めた時は、遅滞なく総括管理者に報告するものとする。

4 自隊訓練における安全管理体制等について必要な事項は、別に定める。

第6章 事故防止対策等

(搜索及び避難体制の確立)

第26条 運航管理責任者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救援等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第27条 運航指揮者は、防災ヘリ搭乗中、防災ヘリの故障、気象の変化等により航空事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第28条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第7章 雑則

(記録及び保存)

第29条 運航管理責任者は、航空法関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しなければならない。

(その他)

第 30 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 4 号)

岩手県防災ヘリコプター使用申請書

第 号
年 月 日

岩手県総務部総合防災室防災航空担当課長 様

申請者
(担当者 TEL)

岩手県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
目的					
飛行経路					
使用の内容					
搭乗者所属	職 名	氏 名	男・女	年 齢	備 考

注：使用に係る事業計画等を添付すること。

(様式第1号)

岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（年度） 岩手県防災航空隊

項目 月	防災業務・自隊訓練		防災業務・自隊訓練		整備計画		累計 使用 時間	累計 使用 燃料	備考
	内容	飛行予定時間	飛行時間	燃料使用量	内容	飛行予定時間			
上旬									
中旬									
下旬									
上月									
中旬									
下旬									
上月									
中旬									
下旬									
上月									
中旬									
下旬									

(様式第2号)

岩手県防災ヘリコプター年間運航計画 (年度) 岩手県防災航空隊

項目 日・曜	運航内容	飛行予定 時間	飛行区分	燃料使用量	飛行場所 (市町村)	使 用 離着陸場	申請手続 の有無	機 体 等 整備計画	累計 使用 時間	累計 使用 燃料	備考
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								
日()			1・2・3								

注：飛行区分は、1 防災業務、2 訓練、3 その他のうち、該当業務に○印をすること。

3-30-3 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び岩手県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、別紙に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が総合防災室防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）に行うものとする。

2 前項の要請は、岩手県防災航空センターに対して電話等により次の事項を明らかにした後、延滞なく岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高責任者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援態勢
- (6) 応援に要請する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(緊急運航の決定)

第5 運航管理責任者は、第4の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答しなければならない。

2 隊長は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

3 運航管理責任者は、第1項の結果を速やかに総合防災室防災消防担当課長（以下「総括管理者」という。）に報告するとともに、状況に応じて岩手県警察航空隊等に通報するものとする。

(受入態勢)

第6 緊急運航を要請した市町村長の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じた受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策

- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

- 第7** 隊長は、緊急運航を終了した場合は、速やかに活動の内容を災害等即報（様式第2号）により運航管理責任者に報告するものとする。
- 2 運航管理責任者は、緊急運航を終了した場合は、速やかに災害状況を総括管理者に報告するものとする。
 - 3 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

別紙

岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等からの住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動がもっとも有効であること。

2 緊急運航の活動内容

防災ヘリの緊急運航の活動内容は次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被害状況の偵察及び情報収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範にわたる偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

イ 救護物資及び人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救護物資及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報並びに避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 消火活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリによる消火の必要があると認められる場合

イ 偵察及び情報収集

大規模火災若しくは爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められると認められ、偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員及び資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる消火活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において、地上からの救出が困難であり、屋上からの救出が必要

と認められる場合

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助

山岳遭難及び水難事故等において、現地の消防力等だけで対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助

高速自動車道等の道路上の事故において、車両等による傷病者等の収容及び搬送が困難と認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急自動車で搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であると認められる場合

イ 傷病者の転院搬送

医療機関に収容中の傷病者が、他の医療機関の処置が必要となり、緊急に転院搬送を要する場合で、医師がその必要性を認め、救急自動車で搬送するよりも防災ヘリで搬送する方が著しく有効であり、医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、防災ヘリにより医師及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

様式第1号

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書

1 要請団体	発信者 ☎	
2 災害の種類	(1)自然災害 (2)火災 (3)救助 (4)救急 (5)その他 ()	
3 要請内容	偵察・広報・撮影・救急・救助・空中消火・輸送・その他 ()	
4 発生場所	市・町・村	地内 目標
5 離着陸場		
6 発生日時	年 月 日 (曜日)	時 分頃
7 気象状況	天候 風向 風速 m/s 気温 ℃ 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)	
8 現場指揮者	所属・職・氏名	
9 現場との 連絡手段	無線等種別 (波・ コールサイン	MHz) 携帯電話等
10 現地搭乗者	(有・無) 職	氏名
11 傷病者輸送 の 場 合	傷病者氏名	(男・女) 歳 (年 月 日生)
	症 状	
	受入病院	☎
	着陸場所	(目標)
	救急車所属名 同 乗 者 (医師名等)	①
12 必要資機材		
13 その他 必要事項		

災害の概要

※以下の項目は出動の可否決定後通知します。

1 航空隊指揮者	
2 使用無線	種別 (全国共通波・県内共通波・その他) MHz コールサイン
3 到着予定時刻	年 月 日 (曜日) 時 分頃
4 活動予定時間	時間 分
5 燃料の手配	要手配・手配不要 0 (ドラム缶 本)
6 特記事項	
7 受信日時	年 月 日 時 分 受信者名

岩手県防災航空センター TEL 0198-26-5251

FAX 0198-26-5256

※ 災害現場等が特定できる岩手県航空防災マップを準備願います。

様式第 2 号

災 害 等 即 報

1 要請活動種別	(1)災害対策 (2)火災 (3)救助 (4)救急 (5)その他 ()		
2 要請市町村等			
3 発生日時	年 月 日 (曜日)	要請	
	時 分頃発生	時 分頃要請	方法
4 発生場所			
5 事故概要及び 活動内容			
6 死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人
		{ 重症 中等症 軽症	人 人 人
	計		人
	行方不明者		人
7 要救護者数	人	救助人員	
8 その他参考 となる事項			
9 現場出動人員			
10 報告者氏名			

様式第3号

災 害 状 況 等 報 告 書

1	要請市町村等	
2	発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分頃
3	発生場所	
4	災害の概要	
5	災害対応	
	(1) 経緯	
	(2) 出動機関、 人員	
	(3) 出動車両、 機材等	
6	被害の概要	(死傷者、救助人員等)
7	その他 参考事項	(写真、被害状況図、活動状況図等)